

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

大豊町長 下村 賢彦 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

令和8年3月17日付けで入札公告のありました下記業務に係る入札に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないことと、添付書類内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

業 務 名 令和8年度大豊町広報「ゆとりすと」及び議会だより「秀峰」印刷業務

納入場所 大豊町役場

添付書類 広報誌1部

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、大豊町個人情報保護条例(平成15年大豊町条例第26号)の規定に基づき取り扱うものとし、大豊町が大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、大豊町がこれらの情報をもとに高知東警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な(旧字等)字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 大豊町との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - ③ 大豊町に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○大豊町暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団等 暴力団、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団準構成員(暴力団と関係を有する暴力団員以外の者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)をいう。
- (3) 略

○大豊町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(抜粋)

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、暴排条例で使用する用語の例による。

2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(4) 略
- (5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団等 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団等をいう。
 - イ アに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして町長が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団等の内、暴力団員又は暴力団準構成員をいう。以下、この号において同じ。)に該当するもの
 - (イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(入札参加資格登録からの排除措置)

第5条 町長は、一般競争入札又は指名競争入札の参加資格登録を行おうとするときは、当該登録に必要な資格について、排除措置対象者に該当しないことを要件とするものとする。

2 町長は、前項の登録に当たっては、当該登録後において、当該登録された者が排除措置対象者であることが判明した場合に当該登録を取り消し、又は資格の停止(指名の停止を含む。)をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

年 月 日

大豊町長 下 村 賢 彦 様

住所
氏名 _____ 印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

広報誌「ゆとりすと」12か月 議会だより「秀峰」4か月 合算分

(単位：円)

金 額									
業 務 名	令和8年度大豊町広報「ゆとりすと」及び議会だより「秀峰」印刷業務								

- 備考
- 1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
 - 2 入札額には、契約希望金額の110分の100(税抜き)に相当する金額を記載すること。
 - 3 入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

入札書の記載について

- 1 広報誌「ゆとりすと」12か月 議会だより「秀峰」4か月 合算分の金額を金額欄内に記載してください。

契約金額について

ページ数に応じた単価契約となります。(基本16ページ及び基本28ページ)

ただし、ページ数が増減する場合がありますため、落札業者には増減分の見積書を提出していただきます。

契約の締結について

落札された業者には4月1日までに連絡し、契約の締結を行います。